

第10号議案

中間市営自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月3日提出

中間市長 福田 浩

中間市営自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

中間市営自動車駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和57年中間市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「使用者」を「駐車場を使用する者」に改める。

第6条の見出し中「使用許可」を「使用許可等」に改め、同条第2項中「の内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請をした者に対し、駐車場の使用を許可する」を「があったときは、その内容を審査の上、駐車場の使用の許可（以下「使用許可」という。）又は不許可を決定するものとする」に改め、同条第3項中「前項の規定による駐車場の使用の許可（以下「使用許可」という。）」を「使用許可」に改め、同条第4項中「使用許可をしたときは、その旨を当該使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）」を「第2項の規定による決定の内容について、当該申請を行った者」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

第9条の見出し中「及び契約の解除」を削り、同条中「使用者」を「使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）」に改め、「するときは、」の次に「当該」を加え、「取り消し、契約を解除する」を「取り消す」に改め、同条第1号中「この条例に違反した」を「第4条各号に掲げる条件を具備しなくなった」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

別表第2中「第8条関係」を「第7条関係」に改め、同表普通自動車・小型自動車駐車区画の項使用料（月額）の欄中「3,300円」を「3,960円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定（普通自動車・小型自動車駐車区画の項使用料（月額）の欄中「3,300円」を「3,960円」に改める部分に限る。）は、令和8年10月1日から施行する。

中間市営自動車駐車場の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(<u>駐車場を使用する者の資格</u>)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(<u>申請及び使用許可等</u>)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 市長は、<u>前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、駐車場の使用の許可（以下「使用許可」という。）又は不許可を決定するものとする。</u></p> <p>3 市長は、<u>駐車場の管理に必要があると認めるときは、使用許可に条件を付することができる。</u></p> <p>4 市長は、<u>第2項の規定による決定の内容について、当該申請を行った者に対し通知するものとする。</u></p> <p>(<u>使用料</u>)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(<u>使用許可の取消し</u>)</p>	<p>(<u>使用者の資格</u>)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(<u>申請及び使用許可</u>)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 市長は、<u>前項の規定による申請の内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請をした者に対し、駐車場の使用を許可する。</u></p> <p>3 市長は、<u>駐車場の管理に必要があると認めるときは、前項の規定による駐車場の使用の許可（以下「使用許可」という。）に条件を付することができる。</u></p> <p>4 市長は、<u>使用許可をしたときは、その旨を当該使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し通知するものとする。</u></p> <p>(<u>契約の締結</u>)</p> <p>第7条 <u>使用者は、市と駐車場の使用に係る賃貸借契約（第9条において「契約」という。）を締結するものとする。</u></p> <p>(<u>使用料</u>)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(<u>使用許可の取消し及び契約の解除</u>)</p>

第8条 市長は、使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用許可を取り消すことができる。

- (1) 第4条各号に掲げる条件を具備しなくなったとき。
(2)～(5) (略)

(禁止行為)

第9条 (略)

(損害賠償等)

第10条 (略)

2・3 (略)

(委任)

第11条 (略)

別表第2（第5条、第7条関係）

区画の種別	自動車の種別	自動車の大きさ	使用料 (月額)
普通自動車・小型 自動車駐車区画	普通自動車 小 型自動車 軽自 動車	全長5.5メートル 以下 全幅2.0メートル 以下	3,960 円

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、契約を解除することができる。

- (1) この条例に違反したとき。
(2)～(5) (略)

(禁止行為)

第10条 (略)

(損害賠償等)

第11条 (略)

2・3 (略)

(委任)

第12条 (略)

別表第2（第5条、第8条関係）

区画の種別	自動車の種別	自動車の大きさ	使用料 (月額)
普通自動車・小型 自動車駐車区画	普通自動車 小 型自動車 軽自 動車	全長5.5メートル 以下 全幅2.0メートル 以下	3,300 円

(略)

(略)